

## 山形県ネーミングライツスポンサー応募資格要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、山形県がネーミングライツスポンサーを募集する際の応募資格について定めるものとする。

### (応募資格)

第2条 応募資格を有する者は、法人又は法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくはそれらにより構成されたグループであること。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
- (3) 山形県から指名停止措置又は不利益処分を受けている者
- (4) 県税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく県に対する債務を履行していない者
- (5) 政治団体又は宗教団体
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む者
- (7) 消費者金融、たばこに係る事業を営む者
- (8) ギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）に係る事業を営む者
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (10) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である者
- (11) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
- (12) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (13) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (14) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (15) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、ネーミングライツ導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する者（ただし、ネーミングライツ導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く）
- (16) 施設の平穩、安定的な管理運営に支障をきたすおそれがあると県が認める者
- (17) その他ネーミングライツを取得することが適当でないと県が認める者

2 グループを構成する場合は、グループを構成するすべての法人等が前項の応募資格を有すること。

### 附 則

この要綱は、平成24年11月6日から施行する。